

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成25年7月24日(水) 午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室(A棟1階)

参加者等

司会者 早川幸男(さいたま地方裁判所第5刑事部判事)

裁判官 杉山慎治(さいたま地方裁判所第5刑事部部総括判事)

検察官 小池忠太(さいたま地方検察庁公判部検察官)

弁護士 岩本憲武(埼玉弁護士会所属)

裁判員経験者1番 20代 女性(以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 50代 女性(以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 60代 男性(以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 60代 女性(以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 30代 女性(以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 70代 女性(以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番 30代 男性(以下「7番」と略記)

議事要旨

別紙のとおり

司会者

皆さん、こんにちは。今日は大変お忙しい中、意見交換会に御出席いただき大変ありがとうございます。本日は、この裁判員経験者の方々との意見交換会において司会を務めさせていただきます。また、本日はこの皆さんとの意見交換会に裁判所から私と第5刑事部の裁判長の杉山判事、それから検察庁からは小池検察官、弁護士会からは岩本弁護士さんがいらっしゃっていますので、それぞれ自己紹介をまずこちらからしていきたいと思えます。私は、さいたま地裁第5刑事部で右陪席裁判官を務めている早川といいます。裁判員裁判は、ここ2年ちょっとの間に30件ほどやりました。以前にもこのような意見交換会を行ったことがあるんですが、そのときも皆さんから貴重な意見をいただきまして、その後の運用に生かさせていただいたというところでもあります。今日もよろしく願いいたします。

杉山裁判官

皆さん、こんにちは。さいたま地方裁判所第5刑事部で裁判長をしております杉山と申します。私は、さいたま地裁に来てから大体20件ぐらい裁判員裁判を担当させていただきました。今日の皆様の貴重な御意見を糧にしまして、今後の裁判員裁判の運用改善に役立てていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

小池検察官

皆さん、こんにちは。さいたま地方検察庁所属の検察官の小池と申します。私はこの4月から埼玉に異動してまいりまして、裁判員裁判を埼玉では6件担当いたしました。ほかのところでの経験と合わせますと、15から20件程度経験しております。皆様の御意見を伺って、より一層分かりやすい主張、立証に努めていきたいと思えますので、御意見よろしく願いいたします。

岩本弁護士

こんにちは。弁護士の岩本と申します。私は、裁判員制度が始まってから今年で裁判員裁判は14件ほど弁護人として担当してやっております。1件1件どのよう

にすれば裁判員の皆さんに被告人側の主張が分かりやすく伝わるかということをご悩みながらやっております。ぜひいろいろ厳しい御意見、御指摘をいただくと今後の糧になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、早速意見交換のほうに入らせていただきます。よろしく願いします。それで、本日の意見交換会に参加していただいた方々は、いずれも争いのある事件の裁判員として参加された方です。争いのある事件ということになりますと、中には内容が難しいものもありますし、それから日程的にも少し長くなったりというものもありました。それで、まず最初に審理の日程について御意見を伺いたいと思います。皆さんが裁判員として参加された事件、短いものでは全部で3日という日程のものもありましたが、長いものでは評議日も含めて6日間ぐらいかかったというものもございました。それで、裁判員裁判の審理の日程について、例えば連日でもよいのか、間隔があいていたほうがよいのか、また間隔をあけるとしたら週何日ぐらいがいいのかということや、あと1日当たりの審理時間、朝から夕方までびっしりやるとか、あるいは休憩時間をどのくらいの間隔で入れるとか、その他審理の日程について御意見があれば伺いたいと思います。それではまず、順番に1番の方からお伺いしますが、1番の方が参加された事件は強姦致傷、強姦未遂被告事件で、これは全部で事件としては5件あったんですが、そのうちの1件について、強姦が既遂か未遂かというのが問題になった事案になります。この事件については、審理が最初に2日間ありまして、それから評議が1日あって、あと判決宣告の日ということになったわけですが、この裁判員裁判の日程についていかがだったでしょうか。

1番

まず、私は連続して行うことによって自分が集中してそれを行えるのかということがとても不安だったんですけれども、逆に水曜日、木曜日と続けて行うことで、その事件のことを真剣に考える時間も、それと家に帰ってからもこのことを考えて

いて、余分にほかに仕事とかが含まれることによって忘れることともなく真剣に取り組めたので、連日の審理でよかったなと思いました。また、最後の公判が週末を挟んだんですけれども、それによってまた今までの公判についても自分で振り返る機会が与えられたのもよかったかなと感じています。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。次に、2番の方ですが、2番の方が参加された事件は殺人未遂などの事件でありまして、被告人が、お母さんが認知症のような症状を呈するようになって、将来を悲観するとともに、お母さんを楽にしてあげたいということで、けがをしたにとどまって死亡には至らなかったという事件で、この事件では、被告人は被害者から楽にしてくれと言われたので犯行に及んだということで、弁護人のほうからは、被害者の囑託によるものであるから、囑託殺人未遂罪の成立にとどまるという主張がされた事案であります。この事件の日程については、選任手続も含めて3日間ということだったんですが、2番の方、この日程についてはいかがでしたでしょうか。

2番

私も3日間集中してできて、もし仮に休みが入ってしまったら、事件そのもののことが余り印象にも残らないまま進んでしまうのかなということを見ると、3日間このことを考え続けることができたので、よかったと思います。

司会者

どうもありがとうございました。次に、3番の方の事件ですが、これは傷害致死の事件でありまして、被告人のほうから、被告人が被害者に暴行を加える直前に被害者のほうから突然後頭部を殴られて、身を守るためにやむを得ず反撃したということで、正当防衛が成立するかどうかということが問題になりました。この事件の日程は、審理が3日間ありまして、それで3日目の3時過ぎぐらいから評議という予定になっていて、4日目は評議のみということで、5日目に判決宣告という日程になっていたようですが、この日程についてはいかがでしたでしょうか。

3番

日程については適切であったと思います。2週間にわたったんですけども、最初の審理があつて、週末を挟んで評議ということで、あと判決という状態だったんですけども、間隔をあけると余り集中できなくなってしまうということも含めまして、適切な日程だったと思います。

司会者

どうもありがとうございました。それから次に、4番の方の事件ですが、これは現住建造物等放火事件でありまして、責任能力が問題になった事案であります。日程としては、審理が2日間ですかね。3日目に論告弁論があつて、その後評議ということで、4日目に判決ということになっておりましたが、この日程についてはいかがだったでしょうか。

4番

選任から公判の日程が1週間後だったんですよ。次が中3日置いてありまして、その1週間、翌週にかかるんです。その次の翌週に3回目ですか。3日目ですか。中1日、2日置いてですね。この日程は、後で考えましたら、よく日程を組んでいただいたなと思って、ということは裁判員として参加するにも、ちょっと遠方から来ますと大変なんです。帰りも遅くなりますし、また次の日続けてあったりすると、家のこともいろいろやってきて、それを済ませて来るわけですから、大変なもので、ちょうど日程としても余り間隔が開き過ぎなく、詰め過ぎなくというところで、よく組んでくださったなと思いました。楽でした。以上です。

司会者

ありがとうございます。遠方からということもあつて、適度に間隔が開いていたということで、事件を忘れない程度に、あと負担とか、おうちのこととかとの関係でもうまくいくような日程であったということでしょうか。

4番

はい。

司会者

次に、5番の方が参加された事件ですが、こちらにも現住建造物等放火被告事件なんですけど、こちらのほうも責任能力のほうが問題になった事案でありました。それで、日程なんですけど、審理のほうで論告弁論を含めると4日間ですかね。あと、評議日が2日とられていて、7日目に判決という日程になっていたようですが、この日程については、5番の方、いかがでしたでしょうか。

5番

連日でもいいと思います。間隔を開けるとした場合、週3日ぐらいが適切で、1日当たりの審理時間は5時間がいいです。

司会者

どうもありがとうございました。それから次に、6番の方が参加された事件ですが、こちらのほうは強制わいせつ致傷、監禁被告事件で、審理のほうは、証拠調べが2日間、3日目が論告弁論、最終陳述ということで、さらにその翌日に評議のみの日がとられていて、5日目に判決宣告ということになっておりましたが、6番の方、この日程についてはいかがでしたでしょうか。

6番

日程的には適切だったと思います。そして、私たちの場合は結局土日を挟みまして月曜日に評議をいたしましたので、これがちょっと心が休んだというか、また新たに評議をすることができましたので、大変日程的にはよかったと思います。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。最後に、7番の方ですが、殺人未遂等の事件でありまして、これは被告人が車を運転中に、以前から快く思っていなかった人たちが11名で歩いていたのを認めて、その人たちに歩き方について文句を言ったことがきっかけとなって、この人たちをひき殺そうということで、車でひき殺そうとしたんですが、けがをさせたにとどまって死亡には至らなかったというような殺人未

遂の事件の内容で、殺意が問題になりました。この事件の日程については、審理が4日間で、4日目の午後から評議に入って、5日目が評議のみで、6日目で判決に至った事件でしたが、この事件の日程についてはいかがだったでしょうか。

7番

選任手続が水曜日にあって、金曜日から始まって、次の金曜日まで行っているんですけど、事件の内容からしてこの日程は問題ないと思うんですけど、拘束されている時間というか、仕事の調整とか、最初行ってこいみたいな感じになったんですけど、週を挟んで計7日間休んでいるところで、裁判が終わってから出たら余りいい感じではなかったところもあるので、できれば短くしていただいたほうがよろしいかなと思います。

司会者

これだけの日程になりますと、裁判が終わってから後の仕事はかなり大変だということですかね。

7番

はい。

司会者

どうもありがとうございました。検察官や弁護人の方から日程について何か裁判員の経験者の方々に御質問等ありますか。

小池検察官

検察官の小池です。日程を拝見しますと、1番さんと2番さんの日程では、選任期日当日に審理を始めていると思うんです。逆に3番さんから7番さんまでの日程ですと、選任期日の後、別の日から審理を始めていると思うんですけれども、それぞれ考えてみて、よかった点、あるいはこっちのほうがよかったなという御意見がありましたら、伺いたいと思うんですけれども。

司会者

1番の方、どうぞ。

1 番

その当日から始まるということで、心の準備がとも思ったんですけども、仕事の都合もあり、1日目から始めていただくことで1日少なくなるということを見ると、いざ選ばれて、その緊張したまま向かうというのでよかったなと私は思いました。以上です。

司会者

ほかの方はいかがですかね。3番の方。

3 番

私の担当させてもらったものは、事件の重大性もあったので、選任のときはやるかどうか分からなかった状態だったので、気持ちを整理する意味でも次の日でよかったかなというふうに思っています。以上です。

司会者

そのほかの方、いかがですか。6番の方はいかがでしょうか。

6 番

同じ意見なんですけれども、私も、選任手続が終わった後にそれをやると、まだ心構えもできていないので、次の日にやっていただけて、本当に自分自身の心構えも違ったと思いますので、別の日にやってもらいましたので、大変ありがたいと思っております。

司会者

どうもありがとうございました。7番の方、どうぞ。

7 番

私の場合は、手続があって、1日置いて公判みたいな感じだったんですけど、仕事の調整をするのに、次の日会社に行って事情を説明できるというところでは、1日置いて行ったほうがよかったなというのがあります。あと、気持ちを整理する上でも、自分が決まったというところからちょっと間を置いてからの段階になりましたので、そちらもよかったと思います。

司会者

どうもありがとうございました。あと、この審理の日程について何か御意見等ありますでしょうか。4番の方、どうぞ。

4番

ちょっと聞きたいんですけども、この日程はその選任の日から審理に入った方たちもいらっしゃるわけなんですか。

司会者

はい。

4番

私が担当したのは1週間後からでしたからね。というのは、どういふのでそういう日割りというのをするんでしょうか。

司会者

いろいろ事件によっても違うとは思いますが、例えば2番の方が参加した事件などですと、一応争いがある事件ではあるんですが、結局事件の難しさという点でいくと、それほど難しいものではないと思われまして、また日程のほうも判決まで3日間ということなので、そういうことで日程のほうも比較的というか、裁判員裁判として、争いがない事件と同じぐらいの短さなので、選任手続の日にすぐに審理に入っても大丈夫であろうということや、早く終わったほうが裁判員の皆さんにとってもいいのではないかという配慮があったと思います。それに対して、日程が長くなると、いろいろ裁判員の皆さんの仕事の関係の調整なども大変な場合がありますので、そういった場合には、選任期日だけまず先にやって、日を置いて審理に入るといった場合が多いかと思えます。

4番

そうですね。たまたま私が担当したのは、間隔を置いて日程が刻まれていたから、その日にやった方もいらっしゃるのかなと思って、今初めて改めて感じたわけなんですけれども、そうですね。分かりました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは次に、審理の内容のほうに入りたいと思いますが、まず検察官や弁護人の法廷での活動について御意見を伺いたいと思います。まず最初に、証拠調べの手續の冒頭で、検察官や弁護人からこれから取り調べられる証拠によって証明しようとする事実についての説明、冒頭陳述があったと思います。検察官のほうは、大体A4、1枚の色刷りの紙を配りまして、事件の全体像といいますかね、概要を示して、これから証拠によってこういったことを証明しますと。こういった証拠によってこういう事実を証明しますということで説明されまして、それに対して弁護人のほうで、こちらのほうは弁護人によってもやり方は違うと思うんですが、検察官と同じように色刷りのペーパーを使ってやられる方や、ペーパーのほうは箇条書きの簡潔なもので、あとは口頭で補足するという形でやられる場合もあったかと思いますが、その中で争点やそれに関する検察官や弁護人の主張はよく理解できましたでしょうか。仮にできなかつたとする、その原因はどのような点にあると思われませんか。まず、1番の方、いかがでしょうか。

1番

口頭での説明のみならず、文書、また書面に図などが入っていることでとても工夫されていて、これから争われる事件の大まかな概要がこれによって全て私は、何となくではありますけれども、把握できたように感じています。その点でとてもよく理解できたと思っています。以上です。

司会者

2番の方、いかがでしょうか。

2番

私もよく分かったんですけども、弁護人の冒頭陳述のときに、被告人が、えっとか、違うだろうみたいな、そういう言葉をすごく発したので、その辺が、ほかの方だったら分かるんですけども、弁護士さんが読んでいるときにそういう言葉を

発せられるというのは、そこに意思が統一されていないのかなというふうに、きつと被告人の性格もあるとは思いますが、そこがちょっとどうなのかなというふうに感じました。当然同じ思い、同じことだと思ったんですけど、違うとか、そういうことがあったので、そういうふうに感じました。

司会者

どうもありがとうございました。3番の方、いかがでしたでしょうか。

3番

検察官の方、弁護人の方、それぞれ2人ずつおられたんですけども、冒頭陳述を行われた方は両名とも主張はよく理解できました。声が大きくて、図などを使ってはっきりと分かりやすく説明してくれたと思っています。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。4番の方、いかがでしたでしょうか。

4番

写真や図面、映像を映してくださってよく分かりました。皆さんの説明もはっきりしていらして、聞き取りやすかったです。

司会者

どうもありがとうございました。5番の方はいかがだったでしょうか。

5番

検察官の方は、事前に大量の証拠を手に入れられて、とてもたくさんの点に注目して被告と交わっているなという印象を受けました。検察官は、被告を隅々まで見て、とても突っ込んだ質問をし、事件解明に躍起になっていると思いました。みずからの立場、被告に罪をどれだけ負わせられるかを熟知していて、とても強かったです。でも、専門的過ぎて、私にはできないなと思いました。私は人をかばう癖があるので、検察官が被告人を追及する姿勢は、特に若い女の子が号泣するのはとても無理です。弁護人は、被告と密に意思疎通を図っていて、弁護人の結果報告を十分に受けており、まさに被告側だと感じました。事件について精神状態を鑑みるこ

とに重点を置いていて、文献を随分読んでいたという感じでした。とても知識が広がったです。被告人と意見が食い違う点があったのがちょっと疑問が残るところでした。プライベートで人に言いたくないことも随分公にしているところが被告人の事件の罪の大きさに深く関係していると感じました。以上です。

司会者

6番の方、いかがでしたでしょうか。

6番

私も検察官の方や弁護人の主張は大変よく理解できました。なぜならば、質問する理由などを事前に図面などを使って箇条書きなどを書いていただき、この質問についてはこういうことですよという説明なども書いてありましたので、大変よく質問される内容などは理解することができました。以上です。

司会者

今のお話ですけども、冒頭陳述での検察官や弁護人の説明も分かりやすかったけれども、証人尋問のときも何かメモのようなものが配られたんですかね。

6番

はい、配られました。このような質問をいたしますというような内容で、私たちは素人なので、よく分からないけれども、焦点になっているところはここですよというような説明も書いてありましたので、大変よく理解できました。

司会者

冒頭陳述はもとより、証人尋問のときもそういうメモが配られて、非常にポイントが分かりやすかったということですね。

6番

はい、そうです。

司会者

どうもありがとうございました。7番の方、いかがでしたでしょうか。

7番

冒頭陳述のほうで検察官が用意された資料がA3ぐらいの大きさと、細かく書いていたんですけど、弁護士側からの資料がA4ぐらいで、ちょっと簡素的な感じがあったので、内容的には分かりやすかったんですけど、事細かさとかのところでは、弁護士側のほうはちょっと弱かったのかなと思っています。

司会者

どうもありがとうございました。今の件について、まず検察官の方から皆さんに何か御質問ありますか。

小池検察官

検察官の小池です。冒頭陳述でメモをお配りさせていただいていると思うんですけども、あのメモの分量で、情報量が多過ぎた、あるいはちょっと情報量として足らなかったというような御意見をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。それとも、情報量としては適切だなというふうにお感じになられたでしょうか。

司会者

6番の方、どうぞ。

6番

余り多いとちょっと理解ができないので、適切だったと私は思います。余り細かく書かれると、見るだけでも疲れてしまいますので、あれで十分だなと私は感じました。

司会者

大体A3、1枚ぐらいにおさまっているのがちょうどいいということですかね。

6番

はい。

司会者

今の件について、3番の方、いかがでしょうか。

3番

同じような意見なんですけども、A3、1枚で、あと色分けとか流れとかを強調

したり矢印で示したり，そういう関係がよく分かるように工夫されているのは非常によかったと思います。

司会者

あと，冒頭陳述について何か御意見ございますか。次に，弁護人の立場から皆さんに冒頭陳述について質問はありますでしょうか。

岩本弁護士

弁護人のほうからお聞きしたいと思います。検察官は，必ず冒頭陳述で事件のあらましについて書いた，お話しいただいたようなペーパー，紙を配っております。弁護人は必ずしも，まちまちだと思うんですが，皆さんの事件で弁護人が何も配らなかったという事件があった方いらっしゃったら教えていただきたいんですが，いかがでしょうか。

(誰も手を挙げない。)

何がしかのものは冒頭で弁護人が配っておられましたでしょうか。その弁護人が配ったものについてちょっと内容が，先ほど7番の方から，ちょっと簡素でやや物足りないという感想がありましたが，同じような御感想を持たれた方がもしいらっしゃったら教えていただきたいと思うんですけど，どうでしょうか。

司会者

3番の方，どうぞ。

3番

私の担当の場合には，ボードに弁護人の方は大きく掲示されて，A1の2枚ぐらいボードに張られて，かなり裁判員席の目の前に来られて冒頭陳述されておりました。そういう状態です。

岩本弁護士

それは，大きなパネルにこう・・・。

3番

そうです。パネルにA1を2枚ぐらい張ったような状態で。

岩本弁護士

私もそのやり方やったことが実はあるんですけども、いかがでしたでしょうか。それは分かりやすかったか、あるいはもっとこうしたら、もっといいということがあれば教えていただければと思うんですが。

3番

検察官の方とちょっとスタイルがまるっきり変わったんで、おっと思ったんですけど、分かりやすいのは分かりやすかったです。以上です。

司会者

よろしいでしょうか。それでは、次に証拠書類等の取り調べについて御意見を伺います。証拠調べでは、証拠書類を取り調べる場合と、あと証人尋問や被告人質問とかで直接話を聞くという場合がありますけども、まずこの供述調書の取り調べについてですが、供述調書の取り調べについては、一応基本的には全文朗読ということになっていると思いますが、その分かりやすさでありますとか分量、それから証人尋問と比較してどうであったかというようなことをお聞きしたいと思います。

まず、1番の方からお聞きしますけども、この事件、性犯罪ということもあって、一部の事実について争いはあったわけですが、被害者の方に二次被害を生じさせてもいけないということで、結局証人尋問は行わずに、供述調書の取り調べ、あとは被告人の言い分を聞いて判断したということでしたが、供述調書等の内容等を聞かれたりして、その内容の分かりやすさとか、そういった点についてはいかがでしたでしょうか。1番の方。

1番

実際に写真などで見たものではないのですが、読むスピードですとか、あと声の大きさ、トーン、分量についてもとても頭にしっかりと入ってきたので、分かりにくいとか、そういうことはなかったと思います。以上です。

司会者

2番の方、供述調書の朗読とか聞かれて、その分かりやすさとか、また簡単過ぎ

たとか長過ぎたとか、そういった何か御感想ございますでしょうか。

2番

分からなかったということはなかったです。申しわけないですけど、やっぱりちょっと間があいてしまって、本当今冒頭陳述を先にやって、それで供述調書というふうになったときに、自分の中でどれとどれというのはちょっと混濁しているところがあって、それで、でもその事件の流れとして、よどみなく入ってきたことは入る。例えば確実にこれはこれというふうには言えないんですけども、その事件の中で、その時々にはしっかりした説明を受けたなということしか今は言えなくて申しわけないんですけども、全体を通して全てが分かりやすかったのということ、それが意見になってしまうんですけども。

司会者

それで、2番の方が参加された事件の場合、検察官の立証を基本的に証拠書類でやっておられて、あと弁護人が請求した証拠書類を取り調べて、後で被告人質問やっているんですけども、この供述調書の朗読とかと、あと被告人質問、直接被告人から話を聞くということで、どちらのほう印象が残りやすかったですか。

2番

被告人は、やっぱりちょっと全てに反抗していたところがあるので、何を読んでもやっぱり、そうじゃないだろうとか、そんなことは言ってねえよとか、そういうことがすごく多かったの。

司会者

むしろ被告人のそういう態度が、2番の方は非常に印象に残っていると。

2番

そうです。被告人のその態度と、そのもののそれが違うというところが、どうしてそういうふうになるのかなど。否定されず、被告人が否定される部分、もう十分供述聴取を書くまでに、本人からもいろんな意見を聞いていると思うんですけども、それなのにそういうふうに言うという、先ほどの話と同じになってしまうので

すけれども。済みません、ちょっとまとまりがなくてなんですけれども。

司会者

全体を通しては分かりやすかったと。

2番

全体を通しては分かりやすかった。ただ、いつもその矛盾があったかなと。

司会者

被告人が何かちょっと違うよと言っているようなところが何度もあって、そこがちょっと気にかかったと。

2番

そうです。

司会者

どうしてそういうふうになっているんだろうかということで気にかかったということですね。

2番

そう。それに対して弁護士さんが、まあまあとか、それは言わないでとか、そういう言葉がかかったんで、かけていたので、何か余計ちょっと作られたのかなと。彼のためによしとして、そういうふうになったのかなというふうにちょっと受け取ってしまったんですけれども。

司会者

どうもありがとうございました。次に、3番の方に伺いますが、3番の方が参加された事件では、傷害致死の事件ということなんで、恐らく被害者の死因の鑑定書とか何かを取り調べられて、その後これは死体解剖をやった方とかの証人尋問があったんですか。3番の方。

3番

証人尋問は、死体の解剖をした先生が立たれました。そこで、死因の原因について一応、かなりシビアな写真、それから図解で、要は事件との因果関係を話されて

いました。

司会者

今写真の話が出ましたけども、これは被害者の方の御遺体の傷の状況とかの写真ですか。

3番

そのとおりです。

司会者

そういった写真見られて、どうでしたか。

3番

私は男ですから、そんなには動揺はしなかったんですけども、女性の方が、おられましたけど、後の意見で、やっぱりちょっとその写真を見るのは、まともには見れなかったねということは言われていました。

司会者

それであと、凶解があったということでしたが、それはどのような凶解でしたか。

3番

一応脳がそういう死因に関係しているものですから、そこを拡大して、持病があって、それが事件との関係でなくて、被害者の方が死にいったんじゃないかと弁護人の方が主張されていまして、そういうことはないという見解を解剖医の先生は言われていました。

司会者

それで、3番の方の御意見を聞きたいんですが、そういった被害者の御遺体の写真であるとか、脳の状況の凶解とかが出てきて、そういった写真だと、特に女性なんかだと見るとショックを受けたりするので凶解のほうがいいのか、でもやっぱり写真が必要じゃないかとか、その辺についての御意見はいかがでしょう。

3番

私の意見としては、なるべく分かりやすく、凶解だとどうしても実際と変わって

しまうところがあるので、写真が一番シビアでいいかなと。プラス図もあってもいいと思いますけども、それは感じました。女性の方もちょっと大変かと思えますけど、一番の核心のところだったんで、これはやっぱりしっかり見ないとまずいなというところは感じました。

司会者

そのほかの証拠書類については、分かりやすいものでしたでしょうか。

3番

医学も法律のほうも専門ではないんですけども、素人に分かりやすく説明していただいたので、理解はできました。

司会者

解剖医の方の証言ということで、法医学の専門家の方の証言だったと思うんですが、非常に分かりやすかったということですよ。

3番

はい、分かりやすかったです。

司会者

次に、4番の方に伺いますが、4番の方が参加された事件で、結局責任能力が問題になって、この事件についても精神鑑定をやった精神科のお医者さんか何かの証言されたんですか。

4番

そうなんです。先生が説明されたんです。ただ、被告人が普通に尋問しても正常な対応ができるように見えたんです。だから、何かあると、すぐ精神科の先生にお願いして、鑑定しますでしょう。だけど、素人目で見ても、その尺度というのはいどの程度で決めるのかなと思ってるんですよ。何か事を起こすときには大体正常な状態じゃないわけです。一般の人でも。けども、いろいろな精神的病となると、それをいろんな病名があって、何かそこへ結びつけようとするればできなくはないんですよ。だから、それをマルチに、もうプロの先生の見たてでそうなんですから、

これはいたし方ないとしても、素人が見ても、その尺度、それから裁判員としても、裁判を扱っても、そういった場合の尺度というのは何をもってしたらいいのかなと自分でも迷っちゃうようなときもあるんです。明らかに見ておかしいとか、そういう状態じゃないわけですから。だから、そういうのを、どういうふうに尺度度合いというのを、ほかの病名なら数値的にこう出るとか、心臓ならどうこうとかと分かるもんですけれども、この精神の場合は何かちょっと分かりにくいですから。だから、どういう尺度で今後裁判員のことを、精神的なものが出てきますけれども、どういう尺度をもってしたらいいのかしらと思っているんです。

司会者

そのほか証拠書類の取り調べなどについてどうでしたでしょうか。

4番

これは映像なんかでも、放火なんですけれども、隣近所やってしまったんですけれども、よく角度からして、車から、玄関から、隣近所の写真として見せていただいたんで、よく分かりました。この度合いというのが。これは、大変よかったと思います。

司会者

どうもありがとうございました。それから、次に5番の方にお聞きしたいんですが、5番の方が参加された事件も責任能力が問題になって、精神鑑定された精神科のお医者さんが証言されたんですか。

5番

はい。

司会者

証言の内容はいかがでしたか。分かりやすかったですか、それとも何かよく分からなかったですか。

5番

いや、分かりやすかったです。証人尋問との比較に関しては、食い違う点が多々

あり、時間の経過とともに、また検察、弁護、被告人の立場立場において、何点も見受けられました。裁判員は、そこで初めて聞く内容でしたが、被告、検察官、裁判官は事前に詳細にかかわっているのです、その差はとても大きいと感じました。カラー写真は刺激が強くても、真実を知るためなのでやむを得ないと思います。ビジュアルなり図解は、それを描いた人の理解、先入観などがあると思いますが、とても分かりやすかったです。図解のほうが暗い写真よりも分かりやすい場合があり、文字による説明もつけ加えることができるので、そのほうが分かりやすい場合は、代替もいいと思います。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方にお聞きしますけども、まず証拠書類のほうなんですけど、こちらのほうの分かりやすさという部分ではいかがでしたでしょうか。

6番

理解できました。分かりやすかったです。

司会者

非常に写真とかも結構使われていたんですか。

6番

写真というより、要するにその場所ですか。図面です。あと、被害者の方の質問、尋問というんですか、何というんですか。証人尋問というんですか。その方の話などを伺いましたので、大変よく理解できました。被害者の立場。

司会者

それで、この6番の事件なんですけど、結局被害者と被告人の言い分が食い違って、どちらが信用できるかというところが問題になったわけですね。その辺の両方の話を聞いて、どちらが信用できるかということで、その辺は両方の話聞いて、よく分かりましたか。

6番

1つちょっと言わせていただくと、検察官の方と弁護人の方の、要するに食い違
いますよね。でも、弁護士さんの方が余りにもそれについて突っ込んでこなかった
ような気がするんです。だから、淡々とやっていらっしゃったので、結局は検察官
の言われているほうが正しいのではないかなというような、個人的な意見ですけれ
ども、そういう気持ちにもなりました。

司会者

弁護人のほうの突っ込みが少し足らなかったのではないかと。

6番

足りなかったような気がいたします。なぜそれが、こっちのが正しいんだという
ようなもっと突っ込みがあつたら、もうちょっと違ったほうになったのではないか
なと。それは、本当に個人的な意見ですけど。

司会者

被害者と被告人の話を両方聞いて、評議でいろんな意見が出て、議論して。

6番

はい。

司会者

それから、7番の方にお伺いしますが、まず証拠書類の取り調べのほうの分かり
やすさとかはいかがでしたでしょうか。

7番

私の携わった事件については、11人の団体に被告人の車で突っ込んでいったと
いうことで、何キロでぶつかっていったかというところが議題に上がっていたんで
すけれども、証拠としてはその事件が起きた後のビデオカメラのみで、コマ数を計
って、センターラインからどのぐらい離れているか、何キロぐらい出ていたんじや
ないかなみたいな、そういう証拠があつたので、結構分かりにくいというか、計算
しなければ分からないような状況だったりとかしたので、ちょっと難しかったかな
と思います。あと、証人のほうで、被告人の隣に、助手席に乗っていた方がいるん

ですけど、その凶面と、あとは証人で、被害者のほうが受けた凶面とかも意見の食い違いとかは結構あって、そこをどれが本当なのかというのを考えていくのがちょっと大変だったような気がします。

司会者

それで、この7番の方の事件は、証人の数が結構多かったですよね。そういった意味で、それで被告人側と被害者側とで言い分が食い違っていて、なかなかその辺の、たくさんの証人がいる中で、言い分であるとか事実関係を整理していくのが難しく大変だったとか、そういったことはありますか。

7番

被告人のほうなんですけど、その事件を起こした後に、明らかに人をひいているはずなのに自分は分からないとか、そういう発言をされていて、ちょっと怪しいところが幾つかあったので、そこはみんなで議論してというところで、怪しいんじゃないかという話であったので、その被告人とのあれはないんですけど、食い違いというところがもう明らかにあったので、そこは誰が聞いてもそう思うんじゃないかなというところではありました。

司会者

最終的に被告人の話聞いてみたら、割と心証がはっきりとれたということですか。

7番

そうです。逆にそうです。

司会者

どうもありがとうございました。それで、先ほど遺体の写真とか、刺激の強い写真とかいう話もありましたが、先ほどそれについて発言された方以外の方で、最近裁判が終わった後に急性ストレス障害になられた裁判員の方がおられたというような報道もされましたけども、そういう写真、遺体等の刺激が強いと思われる写真を取り調べることの是非であるとか、図解とか、あとコンピューターグラフィックとか、そういうもので代えることが相当であるかどうかとか、その点については皆さ

ん御意見ありますでしょうか。1番の方、いかがでしょうか。

1番

私の担当した事件では、そういった遺体の写真など刺激の強いものはありませんでしたが、でも自分がそういう事件の裁判員に選ばれたということで考えてみると、やはりメディアでも、ちょっとメンタルを病んでしまったというようなことが報道されてはおりますけれども、実際の映像で分かる事件の物々しさというものを私は重大に捉えたいので、そういった写真を使うことはもうやむを得ないことなのかなと。それを真摯に受けとめて、その結果としても判決を下したいなというような感じではあります。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。2番の方、いかがですか。

2番

私の場合はやはり写真があつて、でも未遂だったので、締められた跡とか、それから血痕の跡。でも、血痕といっても本当に1滴ぐらいのものがシートについているぐらいの間に。何かやっぱり今回の事件は未遂だったから、そういう意味ではちょっとほっとしているというか、雰囲気があつて、やっぱり人を悲しませていない、他人を苦しめていないというところが何となく雰囲氣的に、私たちの中に緊迫したものは余りなかったんです。だから、見るときも、死体じゃなくて、ちゃんと生きて、それでお母さんが生きているという生存確認を聞いているのですごくよかったですけども、でも人間って、そういうのを見たくなくてそういう職業につかなかつたりとかするじゃないですか。看護婦さんにならなかつたりとか、警察官にならないとか。だから、そういうところから離れて生きている人たちに、これを義務ということで見なくちゃいけないというのはきっと辛いことかなというふうに思うし、私も今回だったからそれは見られたけれども、本当に残酷な事件っていっぱいありますから。今回の16歳の少女の、ああいう身元も分からないような写真を見せられたら、本当にもう立ち直れないんじゃないかなと思います。だから、やっぱり義務

で見せるのはどうなのかなど。義務で選んだことはどうなのかな。そして、その残酷な写真につきましても、選ばれた人に嫌なのに見せるのはどうなのかなというふうに思いました。

司会者

どうもありがとうございました。4番の方、いかがですか。

4番

殺人とか人体的なものじゃなかったのだから、そういう映像というのは知らないんですけども、直接すごい内容だったら、ちょっと後々ショックを受けるかもしれません。ですから、この評議というか映像を映す前に、皆さんで選別じゃないけども、特別ひどいものは映さないようにするというのが一つの方法かなと思ってしまいます。

司会者

やっぱり裁判を始める前に、裁判所が検察官、弁護人とよく打ち合わせをして、余りひどいものは裁判員には見せないでいいんじゃないかと。

4番

そうです。何コマか映すわけですから、それがなくても、ほかの例えで内容を示すようなことというのは、十分伝わる映像というのはあると思うんですよね。直接ひどいものは控えるというふうなやり方もしていただけるといいのかなと思うんですけども。

司会者

証拠の内容としても、そんなにむごい写真見せなくても、ほかの例えば図解とか絵みたいなものとか、そういったもので代えられるものであれば代えてほしいと、そういうことでいいですかね。

4番

そうです。後々までも、帰ってからでもずっと尾を引くような、そんな素人だけに思うんじゃないかしらと思うんです。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方、いかがですか。

6番

私も命にかかわるような事件じゃなかったんですけども、やはりそれでもずっと4日間ですか、いろいろ悩み、苦しみ、やっぱりちょっとストレスは感じました。ただ、これが殺人とか、そういう重い事件になるともっと大変だし、もっとストレスは感じたと思うんです。ただ、その写真を見ることに、要するに事件の重大性というのは、やはり証拠の一つとして写真があると思うんですけども、ただそのストレス、それを見て大丈夫だ・・・大丈夫ということはないでしょうけど、ストレスを感じるか感じないかは、それは個々の問題なので、選択を設けたらどうかと私は感じる。要するに写真を見ても大丈夫ですか、それとも図面によろしいですかと、そういう選択枠を設けたらよろしいんじゃないかなと私なりに考えます。

司会者

7番の方、いかがでしょうか。

7番

7番です。私が携わった事件では、そういうのはないんですけど、一番けがをされた方で、車が突っ込んでいって、3か月ぐらいのけがを負っていたんですけど、ボンネットの上にはねて転がったというところで、もしその方が亡くなっていた事件だったとしたら、結構どういう状況で亡くなったかみたいな話になると思うので、それは結構つらいかなとは思いますが。実際に、ほかの裁判員とかもそういう事件にならない事件でよかったみたいな意見は上がっていたので。実際に、その写真がいかとか図解がいかというところでは、先ほど6番さんがおっしゃったように、我々がちょっと選択できるような感じであればいいのかなとは思いますが。

司会者

どうもありがとうございました。今の点も含めて、証拠調べの内容について、まず検察官のほうから皆さんのほうに何か御質問ありますでしょうか。

小池検察官

検察官の小池です。裁判員の皆さんには突然選ばれて、いろんな精神的な負担あるいは判断に対するプレッシャーを感じておられる中で、いろんな証拠書類を見ていただいて、それを真摯に判断していただいて、本当に頭が下がる思いです。今ありました遺体の写真、あるいはけがの部分の写真については、検察官としても過度にひどいものをお見せしようと思っっているわけではないんです。ただ、どうしてもその争点部分ですとか重要なものについて図ですとか別のものに作りかえると、その作りかえたものが今度は正確なのかという争いも出てきてしまうので、どうしても御負担を強いている部分もあります。それで、今回お集まりいただいた皆さんは、否認事件ということですので、比較的書類での取り調べの時間というのはそんなに長くなかったかとは思いますが、逆に例えばこういうものはもう書類でやっていただいたほうがいいのになというものがもしあれば教えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

司会者

もうちょっとこういった証拠もできれば調べてもらいたかったとか、もう少し事件についてこういった点が知りたかったとか、そういった点ございますか。あるいは逆に、こういった証拠は要らなかったんじゃないとか、そういうのはありますか。2番の方、どうぞ。

2番

要らなかったというんじゃなくて、あつてよかったと思った写真があつて、それは、母子で暮らしているわけなんですけれども、とっても整然と部屋の中がして、お母さんがつい寝てしまったけれども、亡くなったお母さんの部屋もすごく整然としていて、息子さんの部屋もすごく整然としていて、何か性格が分かるというか、それが息子さんなのか、それとも動けなくなったっていつているお母さんが本当はきれいにしたのか、それはちょっと分からないんですけれども、すごくきれいだったというのが、母子で、しかもちょっと性格に難を持つような息子さんとなのに、

こんなにきれいなのかなって、どこも乱れていなかったなというのが何かすごく疑問には思ったんですけど、そういうので何かちょっと生活の一片みたいのが見ることができて、部屋の写真があって、どこの部屋もあって、それはよかったなというふうに思いました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、弁護人のほうから証拠調べに関して、皆さんにご質問あればお願いします。

岩本弁護士

主に証拠としての書類の話が中心でした。裁判でほとんどの証拠の書類が、検察官のほうから犯罪事実を証明するために出される書類がたくさんあると思うんですが、弁護人のほうからも被告人の主張を裏づけるための証拠の書類というのがいろんな形で出てくるのが皆さんの事件でもあったかと思います。もし、そうした弁護人のほうから提出した証拠について、ちょっとこれが分かりにくかったでもいいですし、これはなるほど、役に立ったということでもいいですし、印象に残ったものがあれば、お聞かせいただければと思うんですけども、何かありますでしょうか。

司会者

7番の方、どうぞ。

7番

今回の事件で事故に遭われた方が3名いて、証人としてそれぞれ立っていたんですけども、お医者さんが書かれた診断書になるんで、そこは弁護人側というわけではないんですけど、そのけがをした部位がよく分かりにくかったというか、すごく難しい言葉で書かれていて、裁判官も含めて、本当にこのけがしたところってどこなんだろうみたいな話も上がっていたので、もうちょっと何か分かりやすいところがあればよかったなとは思っています。

司会者

ほかの方、何かございますか、今の弁護人の質問に関して。3番の方、どうぞ。

3番

弁護人さんで、冒頭陳述をやられた方は、非常に主張がよく分かったんですけども、もう一人の弁護人の方が、被告人に質問するときに、どうも何を言っているのか趣旨が分かりにくいところがありました。要は主張の趣旨が分かりにくかったということなんですけども、最初無罪を主張していて、それは無罪ということであれば、正当防衛だということ、それはよく分かったんですけど、あと情状酌量もあると思うんですけど、その辺のポイントがはっきりしないで被告人に質問をしていて、何を言いたいのか、我々が聞いていても、こいつ何を言いたいというような感じのところが見受けられました。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。それから、裁判員の方は、証人や被告人に対して質問することもできるんですが、証人、被告人に対する質問は十分できましたでしょうか。仮にできなかつたとすると、その原因はどのような点にあったと思われますでしょうか。この点に限らず、裁判員の皆さんから証人や被告人に対する質問の機会がありまして、そのときのことを思い出していただいて、感想述べていただきたいのですが、まず1番の方、いかがでしょうか。

1番

私自身は、証人や被告人に質問するといったことは、直接はしなかったんですけども、事前に行われる評議でほかの裁判員の皆さんと一緒に、裁判官の先生もどいう質問が、もししたいことがあればおっしゃってくださいというような期間、時間を設けていただいたことで、自分の聞きたいこととかを改めて考える時間も与えていただきましたし、それによってもし質問があればしようというような気持ちになれました。なので、十分にできたというふうに思っております。以上です。

司会者

2番の方、いかがでしょうか。

2番

私たちのときには、もし自分が質問できなければ、裁判官のほうにその内容渡してくださいって言われて、お渡しして質問してもらったりとか、それから自分で言ってごらんってちょっと背中を押してもらったりして、質問はそんなに緊張せずにできました。

司会者

どうもありがとうございました。3番の方はいかがでしたでしょう。

3番

私の場合には、証人の方に質問させてもらいました。それで、事前に準備をしていたことはうまく言えたんですけども、相手の返答に対して、それをもう一つ突っ込んで話をできればよかったかなと後で思ったんですけども、そのときは不慣れだったんで、そういう応答ができなかったのはちょっと残念だなんて今は思っています。以上です。

司会者

4番の方はいかがでしたでしょう。

4番

私の場合には、息子が放火で、その母親の質問なんですよね。それをすることができました。同じ母親として、立場として、息子、最初は止めていたんですけど、自分も外へ逃げてしまったんです。その後の暴れ方がちょっとひどくなっちゃった状態で火をつけるという形になっちゃったようなんです。そのお母さんのそのときの逃げた心境、それを聞きたくて、お母さんに対して質問ができました。

司会者

どうもありがとうございました。5番の方はいかがでしたでしょうか。

5番

皆さん、意見をはっきり順序立てて言っていて、事件の内容もよく読み込めていて、すごく頭の中に入り、整理ができた上で質問して、物すごく頭のいい人たちだと感じました。ふだんから真面目に生活している様子がうかがえました。自分の読

み込み不足で裁判員の言っている質問が分からなかったり、気づかなかった点、聞いてみなかった点を質問されて、本当に違う視点の持ち主がたくさんいると感じました。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方、いかがでしたでしょうか。

6番

私も質問はしませんでした。なぜならば、初めての経験ですし、あるいは大きな裁判のところで、ちょっと質問する勇気がありませんでしたので、そのかわり何か質問することがありましたら、代わりに私がしますよって裁判官の方が言ってくださいましたので、疑問点を裁判官の方にかわりに質問していただくことができました。そして、その質問内容がそれでよろしいですかって、たまたま私の隣だったので、これでよろしいですかって一言一言聞いてくださいましたので、大変十分に理解をすることができました。

司会者

どうもありがとうございました。7番の方、いかがでしたでしょうか。

7番

私のほうは、証人2名と被告人に対して質問させていただきました。状況としては、裁判官さんのほうはいろいろとケアして、何か質問ありますかという内容に対して、僕が質問を投げたところ、じゃ自分で話されますかみたいなところだったりとか、もしくはほかの人が質問したところでは、裁判官が逆にかわりに話したりとか、そういうふうな感じで積極的に行われていた感じですよ。

司会者

どうもありがとうございました。それから、証拠調べが終わった後、検察官の論告、求刑、そして弁護人の弁論ということで、事実認定や量刑についての最終意見が述べられたと思うんですが、その内容についてはよく理解できましたでしょうか。こういった点がよかったとか、もっとこういったところを改善してほしいとか、そ

ういうことはありますでしょうか。ここからはちょっと皆さんの御意見を聞く順番を変えて、7番の方から聞こうと思いますが、7番の方、いかがでしたでしょうか。

7番

内容については、よく理解できました。こちら裁判官のほうの内容というか、細かく説明していただいたりとか、分からないところもいろいろ意見が出たりとかはあったので、よく理解できたと思います。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方、いかがでしょうか。

6番

私もやはり裁判官の方のきめ細かな要するに対応とか、そういうのをしていただきましたんで、大変よく理解することができました。以上です。

司会者

5番の方、いかがでしたでしょうか。

5番

証拠は、もう少し多い量がよかったです。

司会者

5番の方に伺いますが、検察官や弁護人が最後に意見述べたと思うんですが、それについてはどういった感想持たれましたでしょうか。

5番

とてもとても真摯に取り組んでいるなって思いました。

司会者

どうもありがとうございました。4番の方はいかがでしたでしょうか。

4番

とても分かりやすかったです。とにかく裁判員の素人さんを相手にするんだということで、綿密にいろいろ練ってこられたんだろうと思います。それで、突然初めての経験でしたけれども、事件の内容と進め方、意見を述べるにしてもよく分かり

やすく手とり足とりの内容を前もって作られてあったように感じました。

司会者

どうもありがとうございました。次、3番の方、検察官や弁護人の最後の意見、論告、求刑、弁論というんですが、それについてどういった感想持たれましたでしょうか。

3番

当然検察官の方と弁護士の方の意見は分かれているわけなので、結果的には相応に落ちついたのかなとは思ったんですけど、両方の意見を聞いているとなかなか気持ち揺れるというのがありました。でも、いいところに行き着いたのではないかと、いうふうにそのときは思いました。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。2番の方、いかがでしたでしょうか。

2番

私も検察官の方の意見は、それでいいのかなって思ったんですけど、最後までこだわってしまうんですけど、やはり弁護士の方がどうなのかなというのがあるって、多分国選弁護人の方なのかなと思ったんですけど、そこが彼、被告人にとっていい弁護士だったのかどうかというところが少しあったかなって、意見も、その話、弁護人の意見を聞いているときも、やはり被告人が相当あれしていたんで、どうだったかなってちょっと疑問に思いました。

司会者

どうもありがとうございました。1番の方、いかがでしょうか。

1番

どの場面でも感じたんですけど、初心者の素人である私たちに対して、言葉も難しい言葉ではなく、できる限り崩して話していただいて、最後の論告、求刑、弁論のところも物事が順序立てて組み立てられていて、それでその結果、最後にどう思うのかという意見がまとまっていて、とても分かりやすかったと思います。以

上です。

司会者

どうもありがとうございました。論告、求刑、弁論も含めた審理全般について、検察官のほうから何かご質問ございますか。特にないですか。弁護人はいかがでしょうか。

岩本弁護士

今の、せっかくですんで、論告と弁論の関係を率直にお聞きしたいんですけども、検察官の論告、被告人有罪であると、弁護人の弁論は例えば無罪であったり、こういう罪であると、もっと軽いというように、それぞれ対立する意見述べられました。正直弁護人のほうが見劣りしたという方、教えてください。ありますか。もしよかったら、皆さん全員とは言いませんが、どの辺がちょっと、これやっぱりここをもうちょっと弁護人頑張れよということがございましたら、おっしゃっていただけますでしょうか。何でもいいです。言っている声が小さいでもいいし、書類が見にくいでもいいし、あるいは言っていることが分からんでもいいですし、ぜひお聞かせください。

6番

素人感覚なんですけども、テレビドラマなんか見ているから、そうしているから、被告人の要するに弁護するのが弁護士さんだと思うんですよね。いかに被告人を刑を軽くし、いかに何かって、こういうふうな迫力が全然ない。国選の方かなというふうな印象は受けました。何かもうだらだらだらってやっていて、要するにすごく検察官の方は結局被告人、犯人に対してこういう罪だって、かあっとやっているけど、弁護士さんは何かもうどうでもいいかなというふうな、そういう印象は何か私は受けました。もっと何かテレビドラマみたいに弁護士さんはもっと正義、正義ではないんですけども、犯人にもっと有利な方向でやる方が弁護士さんだなというふうに思っていたんですけども、ちょっとそういう裁判ではなかったかなって私個人の意見で。

司会者

ほかの方、いかがでしょうか。3番の方、どうぞ。

3番

先ほども申し上げたんですけど、弁護士さんのちょっと感心しなかったお一人について、声がちっちゃいんですね。また、聞き耳を立てて聞いているんですけど、言っている趣旨がはっきりしない。素人が思っても、情状酌量してもらうためには、やっぱり被告人に沿った主張をして当たり前だと思うんですけども、それがちょっと迫力がなかった。そのためには、もっと証拠をいっぱい提出してやってもらえるのが。そうしないと、何かちょっとやっぱり被告人の人がかわいそうだったかなというふうに、肩を持つわけじゃないんですけども、そういうふうには感じました。以上です。

司会者

あとほかの方、何かございますか。7番の方、どうぞ。

7番

冒頭陳述の話もおっしゃったんですけど、やっぱり最後の結果でも同じような感じで、検察官側の資料はA3で、弁護人の方がA4の簡素な感じになっていたんで、そういうところで見劣りしていたかなというのありました。

司会者

どうもありがとうございました。何か、どうぞ。

岩本弁護士

国選という話があったんで、ちょっとそこだけは。国選弁護だからちょっと問題という部分はないです。個々の弁護人の問題かと思います。ほとんどの事件が、実は国選弁護で裁判員裁判は賄われているというのが実情で、なかなか重大事件起こす被告人の方、あるいは疑われている方というのは必ずしもやっぱり費用、自分のやはり資力がない方も多いので、そこは国選弁護でほとんど対応しているなという状況でございますんで、そこはご理解いただければと思います。

司会者

どうもありがとうございました。それでは次に、評議について皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、まず評議の雰囲気、話しやすい雰囲気であったか、そうでなかったとか、あるいは十分に議論できたかどうか、あるいは評議の進め方でこちら裁判官の進行の仕方であるとか評議の時間の長さ、それから休憩のとり方等々、評議のことで何でも結構ですんで、御意見がありましたら伺いたいと思います。では、まず7番の方、どうぞ。

7番

私の場合は、期間が長かったこともあって、最初は余り、みんな初めてのこともあって、話しにくいような感じだったんですけど、日を迫うごとに話しやすい雰囲気にはなっていた感じがあります。あとは、先ほどもおっしゃったんですけど、裁判官さんの細かい説明とかがあったりとか、そういうところでのケアがあったので、とても話しやすかったと思います。

司会者

どうもありがとうございます。6番の方、いかがでしたでしょう。

6番

評議は、評議というよりも、全体的に裁判中には大変和やかな、和やかって言うていいのかどうか、すごく話しやすい雰囲気がありました。それはなぜかという、1日目に裁判官の方が皆さんと一緒に雑談をしながら昼食会を行いましょうって提案してくださいまして、それを行って、そのおかげといたらなんですけども、そのおかげで要するに今まで誰も知らなかった初めての人たちとも和気あいあいと昼食会を行った後、そういう雰囲気をつくることができ、裁判官もすごく心配りをしてくださりました。そして、評議の量刑ですか、量刑については、過去の判例などをやはり私たち分かりませんから、過去の判例はどうなんですかという質問で、過去の判例はこうです、こういう事件についてはこうですよ、こうですよ、こう、きめ細かく説明してくださったので、それを参考にしているいろいろ皆さんで話し合いま

した。だから、大変話しやすい雰囲気でありました。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。5番の方、評議についての感想はいかがでしょうか。

5番

評議は、話しやすい雰囲気でした。とても快適な空間で、丁寧な言葉遣いで質問、また説明してくださいました。先導的に裁判所の方が評議を進めていて、当たり前ですが、裁判官の知識に皆さん驚かされているように思いました。評議は、裁判長が順に説明してくれて、意見を述べる機会をくれましたので、しゃべることができました。ほかの裁判員の意見はみずから発言する上で参考になりました。とてもさえている裁判員の意見を聞いていて、こちらが気遅れしてしまいました。十分評議で議論できまして、日常生活にない、頭を働かせる行動して、うれしくて取り組みました。知識不足で何も分からない状況で、感想しか言えませんでした。被告人の重圧に満ちた顔を見るのがこちらも重圧になりました。人を閉じ込めてしまうことに、みずからも閉じ込められそうな気持ちでせっぱ詰まったふうになりました。

司会者

評議の細かい内容について結構なんですが、あと何か御感想ありますか。

5番

はい。裁判官は裁判員の意見をホワイトボードに書いてくださり、うれしかったです。意見を反すうする上で役に立ちました。評議の時間は楽しくて、永遠に続いてほしかったです。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。4番の方は、評議についていかがでしたでしょうか。

4番

評議はしやすかったです。堅い感じではなく、裁判官さんたちもごく普通の一般

に話すような感覚で話を進めてくださって、職業柄ちょっと難しい方たちなのかなと思ったんですけども、そうじゃなく、普通に楽に話すことができました。あと、量刑の場合でも例題を幾つも出してくださって、それに対して具体的な数値が出せるような運営、やり方でした。だから、よく分かりやすかったです。

司会者

どうもありがとうございました。3番の方は、評議についていかがだったでしょう。

3番

皆さん意見が出ておりますけども、言われているように、裁判官の方がいい雰囲気をつくってくれていたのが、非常にいい雰囲気でした。まず、裁判員に先に意見を言わせて、裁判官の方は最後にまとめるという感じが貫かれていました。それから、またちょっととっぴな意見でも丁寧に聞いてくれまして、それについて評議をできたということで、よかったと思います。

司会者

2番の方、いかがでしょうか。

2番

私もすごくよかったと思います。それは、やっぱり裁判官の方の人柄とかすごくよくて、それからあと対応も丁寧でよかったです。本当に私たちって素人だから、本当にとっぴもないことも言ったりとか、それから私たちの経験の中からの言葉が結構出ると、それに対して、ああ、そういう考えもあつたんだねというふうにちょっと褒めて持ち上げてくれたりして、それからまた話が発展していったりとかして、すくい上げる、私たちの意見なんかをよくすくい上げてくれたなということで、大変感謝しています。

司会者

どうもありがとうございました。1番の方はいかがでしたでしょうか。

1番

はい。私は、普段ディスカッションなどをする経験が余りなく、自分から意見を言うことも苦手なので、どんなに堅く、難しい会になるだろうと思ってとても緊張していたんですけれども、ささやかなことなんですけれども、私の裁判は冬だったんですが、そのときに朝その評議室に行くと、温かい飲み物が自由に飲めるようになっていたりとか、それによって、始まる前にほかの裁判員の方とも、ちょっと普段のささいな会話から始めて、事件についても話し合うような時間もとれましたし、またお昼休みなども裁判官の先生たちも一緒に食事をとってくださって、そのときにもその時々分からない質問などにも細かく答えていただいたことが、非常にスムーズにこの事件に入っていったし、自分の意見を言うきっかけにもなれたなと思っています。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。評議についてなんですけど、こうしたらもっと評議がよくなるんじゃないとか、そういった点ございますか、何か。何でも結構なんですけど。特にございませつか。検察官のほうから何か御質問はありますか。

小池検察官

検察官の小池です。検察官、弁護人は、評議でどのような形で、どのような話し合いがなされているかというのは全く分からないんですけれども、一つ分かるのは、評議の予定はこのぐらいで、判決の予定がこの時間ですというのがあらかじめ裁判所から知らされるまでですけれども、その判決の予定が大体何日の何時ぐらいですと決まっていることでよかったのか、あるいはもうちょっと時間あったほうがよかったな、あるいはもうちょっと早く判決でもよかったなというような、もしあれば教えていただければと思います。

司会者

はい。じゃ、6番の方どうぞ。

6番

判決の日がこの日ですと決まったほうが、私はよかったと思う。この評議は、要

するに私の事件の場合は前日にやりました。それは、時間は結局・・・いろいろ話をし尽くして、ちょっと早目に終わりましたんですけども、これが次の日、次の日というよりも、やはり早目に、その判決の日程が決まって、その評議というほうが私はよかったと思います。

司会者

どうもありがとうございました。ほかの方向かございますか、今の点に関して。

3番の方どうぞ。

3番

私の担当した場合には、ある程度余裕を持って終わったんですけども、これはまた事件の内容とかいろいろ証拠の数の多さとかも、そういうので変わってくると思いますので、ちょっと一概には言えませんが、私の場合には適切であったと思います。

司会者

弁護士の方から何か質問はありますか。

岩本弁護士

評議の中で、検察官と弁護人が配付した論告、弁論のときの資料、検察官がA3だったり、弁護人はさまざまなんですけど、そういったものは割と、それに沿ってとまで言わなくても、かなり参照しながら評議を進めたのか、それともそれはそれで、聞いたその場でもうおしまい、基本的には。あとは、皆さんで評議をするほうに集中されたという感じなのか、あの資料をどの程度参考にされたかお聞きしたいんですが、かなりあれを参考にして評議が進められたという方がもしいらっしゃったら教えていただけますでしょうか。

司会者

7番の方、ありますか。

7番

資料のほうは、評議が始まる前に1度両方の資料をきちんと読んで、こういうこ

とでしたよねという要点を詰めた上で始まっていたので、資料はきちんと使っていたような感じです。

岩本弁護士

その観点からも、ちょっとややご担当の事件では、弁護人の資料の情報量が少し箇条書き過ぎてというか。

7番

そうですね、ただ見る時間があったんで、余計にそういうふう感じているというのはあるかもしれないです。

岩本弁護士

項目だけじゃなくて、もうちょっと文章で、簡潔であっても書いてあったほうが良いという・・・。

7番

そうですね、もうちょっと細かく、こういう点はこうなんでというのがあればよかったかなというのはあるんですけど。

岩本弁護士

もし何か評議の際などに、弁護人の資料がもうちょっとここ、あれ何と言っていたっけなとか、書いてあればなというふうにお感じになった方、ほかにいらっしゃいますでしょうか。

3番

流れは一応聞いていても、後でまた分かんなくなるんで、その資料は非常に貴重だと思います。だから、その中のできばえによって、いかにして酌み取るかの差が出てくると思います。以上です。

司会者

最後に、裁判員裁判に参加したことによって、皆さんにいろいろな負担がかかったとは思いますが、それについて御意見をお聞きします。例えば仕事の関係の調整が大変だったとか、あるいは家事、育児等の関係が大変だったとか、あるいはさ

つきむごい写真の話なんか出ましたけども、そのほかにもいろいろやはり有罪か無罪かを定める、それで有罪となった場合はさらに刑を決めるということになりますんで、いろいろ精神的な御負担もあったと思うんですが、その点についてはいかがでしたでしょうか。7番の方、いかがでしたでしょうか。

7番

最初のほうにお話しさせていただきましたけど、期間が短いほうがうれしいかなというのはあります。あと、仕事の調整、多分どこの会社もそうだと思うんですけど、ある程度初めての経験なんで、行ってこいとかいう感じで最初は出してくれたんですけど、いざ休んで戻ってきたときには、ちょっとそっちの仕事の調整するのが大変だったりとか、そういう点では今も引き続き、5月に行われていて、今もそこを調整が入っていたりとかちょっと苦労している部分ではあるんで、期間は短目にしていただければなというのが正直あります。でも、いい点としては、私は子供がいるので、早い時間に終わって早く家に帰って、その分は育児の手伝いであるとか、それができたところもあるので、一概には全部いけなかったというところでもなかったりします。

司会者

どうもありがとうございました。6番の方はいかがでしたでしょうか。

6番

負担に感じましたかと言われれば、やったことについてやはり負担がなかったとは言えません。でも、やる前に裁判員の心構えとか、要するにそういうことで、この裁判員についてお引き受けいたしますか、しませんかという、そういう事前の書類等を読んでおりますので、覚悟の上で裁判員を行いましたので、その点では大変貴重な体験をさせてもらったということでは、よかったと思っております。

司会者

どうもありがとうございました。5番の方はいかがでしたでしょうか。裁判員裁判に伴う負担についてですが、いろんな負担があったと思うんですが、いかがでした

でしょうか。

5番

社長よりも偉いのかというふうに言われました。家事は、いつも自分で仕事の合間、合間に自炊、手洗い、洗濯、シャワー浴び、中心にしているので大丈夫でした。

司会者

どうもありがとうございました。4番の方はいかがでしたでしょうか。

4番

それぞれこれは、裁判員の方の環境の立場、立場でいろいろ負担があると思います。ただ、職業を持っていなかったり、家庭の主婦だったりすると出られなくはないかもしれませんが、だからこの会社、例えばこちらの企業は裁判員に対する理解というものを、司法のほうから理解していただけるような働き方というのにも必要かなと思うんです、仕事を持っている方に対してですけど。それと、あとは家庭の協力、そういうのがあって主婦は出られましたけれども、私の場合には。あと、裁判所、ましてや法廷、裁判に携わるということも初めての経験ですので、貴重な体験をさせていただいたなと思って感謝しております。すごく勉強になりました。だから、これで皆さん、初めてこの裁判員に召されたときにびっくりしたり、おっくうがったりなんてことはあるかもしれませんが、経験した立場から言うと、1度経験してみるのも自分のこれから生きていく道を、振り返ってみるというか、見詰め直すといういい機会にもなると思うんです、実際に裁判ということに携わって。被告人の席に立つような生き方をしないようにという、自分の肝に銘じて、若い方は特に先が長いですから、それも一つの実体験を目の当たりにしての感じだと思います。それは、現物を見て、自分で感覚を得ないと分からないことだと思うんです。だから、これを経験して自分の人生を振り返ってみる、見詰めるということも一つできるんじゃないかなと、最近特に思います。

司会者

どうもありがとうございました。3番の方はいかがでしょうか。

3番

私は、今会社を定年退職して、再雇用という形で働いている状態です。こういう状況であったから、割と参加はしやすかったんですけども、これがちょっと現役でやったら、仕事との調整が結構大変だったかなと思っています。以上です。

司会者

それで、3番の方は傷害致死の事件ということで、人が、被害者が亡くなっている事件だったんですけど、そういった事件で有罪、無罪決めて、刑も決めてということで、精神的な負担のほうはいかがでしたでしょうか。

3番

それは、やっぱり負担は感じました。ただ、裁判官の方が言われた言葉がちょっと印象に残っているんですけども、罪を憎み人を憎まないでくださいと、そういうふうに言われました。法廷で聞いたことで罪で裁いてくださいと、人を考えるとなかなか裁けないんで、その言葉を聞いて少し気が楽になりました。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。2番の方はいかがでしたでしょうか。

2番

私はパートなんですけれども、今回有給とれますかと言ったら、報酬が出るからとれないよと言われて、有給はとれなくて休んで出てきました。でも、休ませていただけ、とれたので、それはそれで感謝してもいいのかなというふうに思います。やっぱりこれは、裁判の種類によってはすごく大変なことだと思うんです、これで選ばれるということが。それで、特に疑似体験をした方って絶対人生の中でいると思うんです。小さいときに虐待を受けたとか、それからDVなんかでした人たちがフラッシュバックする、その事実、昔受けたことをこの事件でフラッシュバックしてしまうんじゃないかというふうに、そういう危険性があるんじゃないかなということを思いまして、それと、これを臨むのに当たっているんな理由がありますよね、拒否してもいい理由があるんですけども、診断書を必ず、病気の方は診断書

をとるんですけれども、実際に精神的な障害を持っている人というのは、病院にかかっていない人もすごく多い。なので、やっぱり診断書をとれとは言えないし、自分もそれを拒否している、病気じゃない、でも本当は病気なんだけど、病気じゃないという人ってすごくたくさんいるんです。今の時代は本当にたくさんいて、だからそういう人たちが、やっぱり自分の身の中に持っている危険性に気がつかないで、これを選択したときの恐ろしさみたいのが私は出てくるんじゃないかなというふうに思いました。だから、やはり意思も大切なんですけども、これを義務というふうにするのはどうなのかなというふうに今も思っています。

司会者

どうもありがとうございました。1番の方はいかがでしたか。

1番

まず、仕事についてなんですけれども、やはり実際に当たる確率も相当低いようで、私が自分の勤めているところでは初めての裁判員に当たった人ということで、上司は快く行ってきてくださいということだったんですが、それが一体どういう休みに当たるのかですとか、どういう措置になるのかということが決まっていなかったのか、手続きがすごく手間取ったのが印象的です。まだ、私の勤めているところだけかもしれませんが、実際に当たったときの対応とかを社会全体が、理解が薄いのかなというようにも感じました。あと、私自身の負担なんですけれども、私は実はこの裁判員制度をぜひやりたいと思っていたので、自分では事件に対して裁判員を行うことでの負担はないように感じていたんですけれども、やはりその期間はもう泥のように眠れて、精神的には頭も使っているし、疲れていたのかなというのが印象深いです。いまだに、最後に法廷での記念撮影の写真などを眺めて、疲れたときとかには眺めて楽しんでいます。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。検察官の方から何か御質問ありますか。

小池検察官

検察官の小池です。なかなか裁判ですとか、あるいは裁判に携わる裁判官、弁護士、あるいは検察官という人間に触れ合っていたく機会というのは少ないと思うんです。今回裁判員を経験されて、裁判というもの、あるいは法曹三者の職業をしている人たちに対する印象が変わった点とかあれば教えていただきたいと思います。特に裁判官、弁護士に比べると、ちょっと自虐的になりますけど、検察官というところちょっとマイナーな職業だと思われるものですから、こういった御感想を持たれたかというのを教えていただければと思います。

司会者

今の点いかがですか。特に検察官に対するイメージといいますか、これ裁判員やる前と後とで何か変わったこととかありますか。4番の方どうぞ。

4番

本当に初めての経験なんです。皆様方に触れ合うのも初めてですし、ですから割と一般の方は、おかたく、法律でかちかちの方たちばかりなのかなと思っていましたら、そんなことなく、すごくユーモラスで、柔らかくて、順応性もあってということ、もう変わりました、見方が。あと、それから本当に一般の方たちと会話もスムーズにされるし、よっぽどよく勉強なさっているんだなと思いました。なじんでやろうというふうな、そういう感覚です。そういう感覚を受けました。

司会者

どうもありがとうございました。ほかの方はいかがでしょうか。3番の方どうぞ。何かございますか。

3番

3番です。皆さんの一応役割というか、職業柄理解はしていたつもりなんですけども、やっぱりこういう法廷の場に参加させてもらって、また一段と理解ができたと思います。それと、法律に守られているとはいいいながら、人を裁くということはなかなか大変なことだと思いますので、その辺のことをより深く知る機会を今回与えてもらって、非常によかったなと思います。皆さんの、先ほどもちょっと出まし

たけども、もう少しきちっとし過ぎているのかなと思ったけど、そういうこともなく、非常にざっくばらんにいろんなこととお話しできて、また素人の質問にも細かく答えていただきまして、この制度を理解できることに、こういう場を与えてもらったことに感謝しています。ありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。あと、皆さん何か最後に一言言っておきたいこととかございますか。2番の方どうぞ。

2番

今回こういう制度になって、被告人にとってはこの制度はいいことなんですか。結局私たちって素人じゃないですか、その日までこのことも告知されないし、実際にその日になって、本当に変な話ですけど、思いつきじゃないんですけど、本当に狭い、狭い中で私たちが意見を言ったことが、皆さんに支えられて一つの判決にはなるんですけども、果たしてそれが被告人に、これから更生してこの先生きていく被告人にとっていい結果になればいいんですけど、それはどうなんだろうかと、こののをちょっと一言聞きたいんですけども。

岩本弁護士

もちろんいろんな意見が当然あるところです。私自身は自分の経験からしかお話しできませんけど、14人、14件やってきましたけど、やはり裁判員裁判で裁かれたということについての不満というんですか、そういうことを聞くことは、私自身の経験としてはないです。弁護人として、裁判員裁判以前から裁判にいる者として見ると、やはり1件1件の事件について、こうして感じるのは、皆さん非常に真剣に取り組まれていると、本当にシンプルに、裁判官だけで今まで例えば3人でやっていたものを、皆さんを加えて9人で、補充の方も加わって、たくさん的人数で真剣に議論して1人の人の人生を決めるというのは、もうシンプルに考えて、非常に好ましいことではないかというふうに思っていますし、またはそれがやはり被告人にとって、こんな裁判やられちゃってとまらないようにするのは、もちろん弁護人の

重要な仕事かと思いますので、弁護人にかかっているのかなど、裁判員裁判が被告人にとってよいものであるかどうかは。

司会者

どうもありがとうございました。ほかに、何か最後に一言言いたいという方いらっしゃいますか。よろしいですか。4番の方どうぞ。

4番

今思いついたものです。この裁判員に参加する刑事事件というのは、裁判員を呼ばない内容と、呼んでいい内容とあるんでしょうけども、あるんでしょうか。

司会者

まず、法律が定めた刑の中に、死刑とか無期懲役があるもの、これは裁判員事件の対象になります。それから、それ以外でも人を故意に死亡させた事件、例えば傷害、きょうも来られている方がいますけど、傷害致死の事件だとか、あと危険運転致死の事件であるとか、これも裁判員裁判の対象になります。そういうことで、どちらかというと比較的刑の重い事件、重大事件が裁判員裁判の対象となっております。

4番

あと、何とか組とか、そういう人たちの、あちら系にも、裁判員も参加しなくちゃならないようなことあるんですが。

司会者

暴力団間抗争の関係の事件の裁判員裁判があって、判決がこの間18日ですかね、ありました。あれは、検察官のほうからそういう事件なので、裁判員裁判から除外してほしいという申し出があったんですが、結局その必要はないだろうということで裁判員裁判でやりまして、それで検察官の側としては、万が一にも裁判員の方とかに危害を加えられたり、あるいはそういう不安を強く持たれて、重い負担を負われては困ると思ってそういう申し出をしたとは思いますが、裁判所のほうでも最大限裁判員の皆さんに対して配慮しまして、警備等の関係で。かなり長い期間の審

理ではあったんですが、無事判決まで終えることができました。

4番

あと、そういう場合に、その関連の傍聴席にも入る方もいるでしょうから、そういう人も裁判員の方が質問、尋問するときというのは、もう面通しされちゃうわけでしょう。そういう場合の対処というのは、先々のことを考えるわけじゃないですけども。

司会者

非常に皆さんとしては不安に思われるところあると思うんですが、無事に何ごともなく、先日の暴力団抗争の事件は判決まで終えましたので。

4番

ああ、そうですか。はい、分かりました。

司会者

最後に、杉山裁判官から一言。

杉山裁判官

皆様、本当に今日はいろいろ率直なお話を伺いまして、誠にありがとうございました。いろいろ普段気づかなかったようなこともおっしゃっていただきましたので、今後裁判員裁判続きますけれども、皆様方の御意見を参考にして、今後できるだけ皆様にとって分かりやすい裁判を、検察官、弁護人と共に実現していきたいと思えますし、皆様に御納得いただけるような裁判を皆様と共にこれからもやっていきたいという思いを新たにいたしました。

司会者

皆さん、今日は長時間にわたってお忙しい中、この意見交換会に来ていろいろ活発な発言していただきまして、裁判所としても大変参考になりました。今後の裁判員裁判の運用に生かしていきたいと思えます。また、今日は小池検察官、岩本弁護士さん、どうもお忙しい中来ていただいて、いろいろ裁判員の方々にも質問していただいて、活発な議論にさせていただいてどうもありがとうございました。本当に皆

さん、今日のご苦労さまでした。どうもありがとうございました。これで終わりに
したいと思います。